見附市上下水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年３月３１日

見附市長　　稲　田　　亮

見附市上下水道事業管理規程第３号

見附市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

見附市上下水道局会計規程（平成２６年見附市ガス上下水道事業管理規程第１５号）の一部を次のように改正する。

第３０条第１項第３号中「嘱託員、」を削る。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。